

# 強化指定選手規程

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟

## (目的)

第1条 4年に一度のパラリンピック大会で日本チームが最高の競技力を発揮することを目指に、強化指定選手として認定し、指定する国内大会への出場、国際大会派遣、強化合宿等を通じて競技力向上を図ることを目的とする。

## (対象)

第2条 対象者は次の項目すべてを満たす者とする。

- (1) 一般社団法人日本パラ陸上競技連盟（以下「当連盟」）登録者。
- (2) 国際パラリンピック委員会（以下「IPC」）登録者。
- (3) 当連盟のクラス分け委員会のクラス分けを受けている者。
- (4) メディカルチェックで健康上の問題が無く、陸上競技を行う上で心身ともに適した状態であること。
- (5) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本の代表となり得るもの。
- (6) 当連盟主催及び世界パラ陸上競技連盟（以下「WPA」）公認大会において、別表の強化指定選手標準記録を突破している者。

## (強化指定選手の決定等)

第3条 強化指定選手の決定等は次による。

### (1) 強化指定選手の決定

- ① 前条(6)の基準に達している者から申請後、強化指定選手選考会（以下「選考委員会」という。）で審査・決定する。
- ② 決定は毎年4月1日付で行い3月31日まで有効とする。  
前年の1月1日～12月31日の記録に基づいて、1月1日から1月末までに申請があつた者を審査し、4月1日付で決定する。但し、当該年（申請する年）の1月1日から10月31日までに強化指定基準を突破した新たな選手については、追加の審査・決定は妨げない。
- ③ 別途定める強化指定選手誓約書に署名提出したもの。
- ④ 指定された選手は当連盟強化指定選手として登録される。

### (2) 強化指定選手の取り消し

- ① 強化指定選手には、メディカルチェック、クラス分けを隨時実施し、医学的問題（ドーピング問題含む）やクラス変更が生じた場合は指定を取り消すことができる。

② 強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合は指定を取り消すことができる。

(指定ランク)

第4条 指定ランクは次による。

(1) S 指定 別表による S 標準記録を突破した者

(金メダルの獲得が可能な選手)

(2) A 指定 別表による A 標準記録を突破した者

(メダルの獲得が可能な選手)

(3) B 指定 別表による B 標準記録を突破した者

(4) 育成指定選手 強化育成指定選手規程に基づき指定を受けた者

(強化指定選手の遵守事項)

第5条 強化選手は下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て了解を得なければならない。

(1) 強化合宿への参加

(2) 指定された国内及び国際大会への参加

(3) 海外で開催される WPA 公認大会に出場する場合は、必ず事前に大会参加申請書と結果報告書を提出すること。

(4) 指定された当連盟主催等行事への参加協力

(5) 練習状況の報告

(6) 健康など医学的状況変化の報告

(7) 当連盟、WPA、国際陸上競技連盟（以下「IAAF」）、日本陸上競技連盟（以下「JAAF」）などの規則。特に IAAF、JAAF の競技者資格規定などは準用されるので注意が必要である。

(費用負担)

第6条 費用負担は次による。

(1) 合宿や国際大会にかかる参加経費については、原則 JSC 強化事業費を使用するため徴収しない。但し、一部負担金を徴収することがある。

(2) 当連盟が推薦し日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）が派遣する総合国際大会（パラリンピック、アジアパラ競技大会等）は原則 JPC 負担であるが、一部負担金を徴収することがある。

(選考委員会)

第7条 選考委員会の委員は下記のとおりとする。

(1) 選考委員長は強化委員長とする。

(2) 選考委員は、強化委員会副委員長 2 名とする。

(3) 委員の任期は当連盟役員等の任期を準用し、再任を妨げない。

(4) 選考委員会はメール等で書類審査とする。委員長は提出された申請書を選考委

員に送付し決済をとる。

- (5) 選考委員会で強化選手として認定された後、メディカルチェックを実施し異常がなければ最終決定とする。

#### 付則

この規定は平成21年6月1日制定

平成29年 1月 1 日 一部変更

平成30年 1月 1 日 一部変更

平成30年 12月 1 日 一部変更